



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次（\*については県例規集掲載事項） （取扱課室名） ページ

### ○ 規則

\*168 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則 （健康推進課）..... 1

### ○ 告示

655 平成25年和歌山県告示第1049号（和歌山県人口調査の実施）の一部改正 （調査統計課）..... 11

656 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 （長寿社会課）..... 11

657 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 （ " ）..... 11

658 救急病院の認定 （医務課）..... 12

659 保安林の指定の解除 （森林整備課）..... 12

660 " （ " ）..... 12

661 保安林の指定施業要件変更予定 （ " ）..... 12

662 " （ " ）..... 13

663 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明 （ " ）..... 13

664 さんご漁業の許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間 （資源管理課）..... 13

665 鯨類追込網漁業の許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間 （ " ）..... 15

666 一般競争入札による落札者の決定 （河川課）..... 16

### ○ 選挙管理委員会告示

37 政治団体の届出事項の異動の届出 ..... 16

38 政治団体の解散の届出 ..... 17

39 政治団体の設立の届出 ..... 17

### ○ 公安委員会告示

33 警備員指導教育責任者講習の実施 ..... 18

34 遊泳区域の指定 ..... 21

## 規 則

### 和歌山県規則第168号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年7月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則  
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成11年和歌山県規則第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(医師の届出) 第2条 略 2・3 略 4 前3項の規定は、<u>法第12条第8項</u>において同条第1項から第5項までの規定を準用する場合について準用する。</p> <p>(獣医師の届出) 第3条 法第13条第1項及び第2項（同条第7項の規定において準用する場合を含む。）の規定による届出は、<u>感染症感染動物届出票（別記第2号様式）</u>により行うものとする。 2 法第13条第3項（同条第7項の規定において準用する場合を含む。）の規定による報告は、<u>感染症感染動物報告書（別記第3号様式）</u>により行うものとする。 3 法第13条第4項（同条第7項の規定において準用する場合を含む。）の規定による通報は、<u>管轄外感染症感染動物通報書（別記第4号様式）</u>により行うものとする。 4・5 略 6 前2項の規定は、<u>法第13条第7項</u>において同条第1項から第6項までの規定を準用する場合について準用する。</p> <p>(感染症の発生の状況及び動向の把握) 第4条 法第14条第1項及び法第14条の2第1項の規定による開設者の同意は<u>指定届出機関（指定提出機関）に係る同意書（別記第6号様式）</u>により、<u>指定は指定届出機関（指定提出機関）指定書（別記第7号様式）</u>により行うものとする。 2 法第14条第5項及び法第14条の2第7項の規定による指定の辞退は、<u>指定届出機関（指定提出機関）辞退届（別記第8号様式）</u>により行うものとする。 3 法第14条第6項及び法第14条の2第8項の規定による指定の取消しは、<u>指定届出機関（指定提出機関）指定取消通知書（別記第9号様式）</u>により行うものとする。</p> <p>(感染症の発生の状況、動向及び原因の調査) 第5条 法第15条第8項の規定による命令は、<u>積極的疫学調査命令書（別記第10号様式）</u>により行うものとする。 2 法第15条第13項の規定による報告は、<u>感染症状況等調査報告書（別記第11号様式）</u>により行うものとする。</p> <p>(健康診断) 第6条 法第17条第1項及び法第45条第1項の規定による健康診断の勧告は、<u>健康診断勧告書（別記第12号様式）</u>により行うものとする。 2 法第17条第2項及び法第45条第2項の規定による職員に行わせる健康診断は、<u>健康診断措置執行書（別記第13号様式）</u>により行うものとする。 3 知事は、前項の健康診断を行ったときは、その結果を<u>健康診断結果通知書（別記第14号様式）</u>により被診断者に速やかに通知するものとする。</p> <p>(就業制限) 第7条 法第18条第1項の規定による通知は、<u>就業制限通知書（別記第15号様式）</u>により行うものとする。</p>	<p>(医師の届出) 第2条 略 2・3 略 4 前3項の規定は、<u>法第12条第6項</u>において同条第1項から第3項までの規定を準用する場合について準用する。</p> <p>(獣医師の届出) 第3条 法第13条第1項及び第2項（同条第5項の規定において準用する場合を含む。）の規定による届出は、<u>感染症感染動物届出票（別記第2号様式）</u>により行うものとする。 2 法第13条第3項（同条第5項の規定において準用する場合を含む。）の規定による報告は、<u>感染症感染動物報告書（別記第3号様式）</u>により行うものとする。 3 法第13条第4項（同条第5項の規定において準用する場合を含む。）の規定による通報は、<u>管轄外感染症感染動物通報書（別記第4号様式）</u>により行うものとする。 4・5 略 6 前2項の規定は、<u>法第13条第5項</u>において同条第1項から第4項までの規定を準用する場合について準用する。</p> <p>(感染症の発生の状況及び動向の把握) 第4条 法第14条第1項の規定による開設者の同意は<u>指定届出機関に係る開設同意書（別記第6号様式）</u>により、<u>指定は指定届出機関指定書（別記第7号様式）</u>により行うものとする。 2 法第14条第4項の規定による指定の辞退は、<u>指定届出機関辞退届（別記第8号様式）</u>により行うものとする。 3 法第14条第5項の規定による指定の取消しは、<u>指定届出機関指定取消通知書（別記第9号様式）</u>により行うものとする。</p> <p>(感染症の発生の状況、動向及び原因の調査) 第5条 法第15条第8項の規定による報告は、<u>感染症状況等調査報告書（別記第10号様式）</u>により行うものとする。</p> <p>(健康診断) 第6条 法第17条第1項及び法第45条第1項の規定による健康診断の勧告は、<u>健康診断勧告書（別記第11号様式）</u>により行うものとする。 2 法第17条第2項及び法第45条第2項の規定による職員に行わせる健康診断は、<u>健康診断措置執行書（別記第12号様式）</u>により行うものとする。 3 知事は、前項の健康診断を行ったときは、その結果を<u>健康診断結果通知書（別記第13号様式）</u>により被診断者に速やかに通知するものとする。</p> <p>(就業制限) 第7条 法第18条第1項の規定による通知は、<u>就業制限通知書（別記第14号様式）</u>により行うものとする。</p>

- 2 法第18条第3項の規定による確認の請求は、就業制限対象外確認請求書(別記第16号様式)により行うものとする。
- 3 法第18条第4項の規定による確認は、就業制限対象外確認結果通知書(別記第17号様式)により行うものとする。
- 4 知事は、法第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者が当該患者又は無症状病原体保有者でないことを確認したときは、速やかに就業制限を解除するものとし、その解除は、就業制限解除通知書(別記第18号様式)により行うものとする。

## (入院)

- 第8条 法第19条第1項(法第26条の規定において準用する場合を含む。)及び第46条第1項の規定による入院の勧告は、入院勧告書(別記第19号様式)により行うものとする。
- 2 法第19条第3項(法第26条の規定において準用する場合を含む。)及び第46条第2項の規定による入院の措置は、入院措置執行書(別記第20号様式)により行うものとする。
  - 3 法第20条第1項(法第26条の規定において準用する場合を含む。)の規定による入院の勧告は、入院継続勧告書(別記第21号様式)により行うものとする。
  - 4 法第20条第2項(法第26条の規定において準用する場合を含む。)の規定による入院の措置は、入院継続措置執行書(別記第22号様式)により行うものとする。
  - 5 法第19条第5項(法第26条の規定において準用する場合を含む。)、法第20条第3項(法第26条の規定において準用する場合を含む。)及び法第46条第3項の規定による入院の措置は、転院措置執行書(別記第23号様式)により行うものとする。
  - 6 法第20条第4項(法第26条の規定において準用する場合を含む。)及び法第46条第4項の規定による入院期間の延長の措置は、入院期間延長措置執行書(別記第24号様式)により行うものとする。

## (退院)

- 第9条 法第22条第1項(法第26条の規定において準用する場合を含む。)及び法第48条第1項の規定による退院は、入院措置解除通知書(別記第25号様式)により行うものとする。
- 2 法第22条第2項(法第26条の規定において準用する場合を含む。)の規定による通知は、感染症病原体非保有確認通知書(別記第26号様式)により行うものとする。
  - 3 法第22条第3項(法第26条の規定において準用する場合を含む。)及び法第48条第3項の規定による退院の請求は、退院請求書(別記第27号様式)により行うものとする。
  - 4 法第22条第4項(法第26条の規定において準用する場合を含む。)及び法第48条第4項の規定による確認は、退院請求に係る確認結果通知書(別記第28号様式)により行うものとする。

## (審査請求の特例)

- 第10条 法第25条第4項(法第26条の規定において準用する場合を含む。)の規定による通知は、審査請求移送通知書(別記第29号様式)により行うものとする。

## (感染症の病原体に汚染された場所の消毒)

- 第11条 法第27条第1項及び法第50条第1項の規定による命令は、病原体汚染場所等消毒命令書

- 2 法第18条第3項の規定による確認の請求は、就業制限対象外確認請求書(別記第15号様式)により行うものとする。
- 3 法第18条第4項の規定による確認は、就業制限対象外確認結果通知書(別記第16号様式)により行うものとする。
- 4 知事は、法第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者が当該患者又は無症状病原体保有者でないことを確認したときは、速やかに就業制限を解除するものとし、その解除は、就業制限解除通知書(別記第17号様式)により行うものとする。

## (入院)

- 第8条 法第19条第1項(法第26条の規定において準用する場合を含む。)及び第46条第1項の規定による入院の勧告は、入院勧告書(別記第18号様式)により行うものとする。
- 2 法第19条第3項(法第26条の規定において準用する場合を含む。)及び第46条第2項の規定による入院の措置は、入院措置執行書(別記第19号様式)により行うものとする。
  - 3 法第20条第1項(法第26条の規定において準用する場合を含む。)の規定による入院の勧告は、入院継続勧告書(別記第20号様式)により行うものとする。
  - 4 法第20条第2項(法第26条の規定において準用する場合を含む。)の規定による入院の措置は、入院継続措置執行書(別記第21号様式)により行うものとする。
  - 5 法第19条第5項(法第26条の規定において準用する場合を含む。)、法第20条第3項(法第26条の規定において準用する場合を含む。)及び法第46条第3項の規定による入院の措置は、転院措置執行書(別記第22号様式)により行うものとする。
  - 6 法第20条第4項(法第26条の規定において準用する場合を含む。)及び法第46条第4項の規定による入院期間の延長の措置は、入院期間延長措置執行書(別記第23号様式)により行うものとする。

## (退院)

- 第9条 法第22条第1項(法第26条の規定において準用する場合を含む。)及び法第48条第1項の規定による退院は、入院措置解除通知書(別記第24号様式)により行うものとする。
- 2 法第22条第2項(法第26条の規定において準用する場合を含む。)の規定による通知は、感染症病原体非保有確認通知書(別記第25号様式)により行うものとする。
  - 3 法第22条第3項(法第26条の規定において準用する場合を含む。)及び法第48条第3項の規定による退院の請求は、退院請求書(別記第26号様式)により行うものとする。
  - 4 法第22条第4項(法第26条の規定において準用する場合を含む。)及び法第48条第4項の規定による確認は、退院請求に係る確認結果通知書(別記第27号様式)により行うものとする。

## (審査請求の特例)

- 第10条 法第25条第4項(法第26条の規定において準用する場合を含む。)の規定による通知は、審査請求移送通知書(別記第28号様式)により行うものとする。

## (感染症の病原体に汚染された場所の消毒)

- 第11条 法第27条第1項及び法第50条第1項の規定による命令は、病原体汚染場所等消毒命令書

(別記第30号様式)により行うものとする。  
2 法第27条第2項及び法第50条第1項の規定による指示は、病原体汚染場所等消毒指示書(別記第31号様式)により行うものとする。

(ねずみ族、昆虫等の駆除)

第12条 法第28条第1項及び法第50条第1項の規定による命令は、病原体汚染動物等駆除命令書(別記第32号様式)により行うものとする。  
2 法第28条第2項及び法第50条第1項の規定による指示は、病原体汚染動物等駆除指示書(別記第33号様式)により行うものとする。

(物件に係る措置)

第13条 法第29条第1項及び法第50条第1項の規定による命令は、病原体汚染物件等感染予防措置命令書(別記第34号様式)により行うものとする。  
2 法第29条第2項及び法第50条第1項の規定による指示は、病原体汚染物件等消毒指示書(別記第35号様式)により行うものとする。  
3 法第29条第2項及び法第50条第1項の規定による措置は、病原体汚染物件等感染予防措置執行書(別記第36号様式)により行うものとする。  
4 知事は、第1項の命令及び第3項の措置をした場合で、当該物件による感染のおそれなくなつたと認められるときは、当該命令又は措置の期間にかかわらず、速やかに当該措置を解除するものとし、その解除は、物件に係る措置解除通知書(別記第37号様式)により行うものとする。

(死体の移動制限等)

第14条 法第30条第1項及び法第50条第1項の規定による命令は、死体の移動制限(禁止)命令書(別記第38号様式)により行うものとする。  
2 知事は、前項の命令をした場合で、当該死体による感染のおそれなくなつたと認められるときは、当該命令の期間にかかわらず、速やかに当該命令を解除するものとし、その解除は、死体の移動制限(禁止)解除通知書(別記第39号様式)により行うものとする。  
3 法第30条第2項ただし書及び法第50条第1項の許可の申請は、死体の埋葬許可申請書(別記第40号様式)により行うものとする。  
4 前項の許可は、死体の埋葬許可書(別記第41号様式)により行うものとする。

(生活の用に供される水の使用制限等)

第15条 法第31条第1項及び法第50条第1項の規定による命令は、病原体汚染水等使用制限(禁止)命令書(別記第42号様式)により行うものとする。  
2 法第31条第2項及び法第50条第1項の規定による指示は、生活用水供給指示書(別記第43号様式)により行うものとする。  
3 知事は、第1項の命令をした場合で、当該水による感染のおそれなくなつたと認められるときは、当該命令の期間にかかわらず、速やかに当該命令を解除するものとし、その解除は、病原体汚染水等使用制限(禁止)解除通知書(別記第44号様式)により行うものとする。

(建物に係る措置)

第16条 法第32条第1項及び法第50条第1項の規定による措置は、汚染建物等立入制限(禁止)措置執行書(別記第45号様式)により行うものとする。

(別記第29号様式)により行うものとする。  
2 法第27条第2項及び法第50条第1項の規定による指示は、病原体汚染場所等消毒指示書(別記第30号様式)により行うものとする。

(ねずみ族、昆虫等の駆除)

第12条 法第28条第1項及び法第50条第1項の規定による命令は、病原体汚染動物等駆除命令書(別記第31号様式)により行うものとする。  
2 法第28条第2項及び法第50条第1項の規定による指示は、病原体汚染動物等駆除指示書(別記第32号様式)により行うものとする。

(物件に係る措置)

第13条 法第29条第1項及び法第50条第1項の規定による命令は、病原体汚染物件等感染予防措置命令書(別記第33号様式)により行うものとする。  
2 法第29条第2項及び法第50条第1項の規定による指示は、病原体汚染物件等消毒指示書(別記第34号様式)により行うものとする。  
3 法第29条第2項及び法第50条第1項の規定による措置は、病原体汚染物件等感染予防措置執行書(別記第35号様式)により行うものとする。  
4 知事は、第1項の命令及び第3項の措置をした場合で、当該物件による感染のおそれなくなつたと認められるときは、当該命令又は措置の期間にかかわらず、速やかに当該措置を解除するものとし、その解除は、物件に係る措置解除通知書(別記第36号様式)により行うものとする。

(死体の移動制限等)

第14条 法第30条第1項及び法第50条第1項の規定による命令は、死体の移動制限(禁止)命令書(別記第37号様式)により行うものとする。  
2 知事は、前項の命令をした場合で、当該死体による感染のおそれなくなつたと認められるときは、当該命令の期間にかかわらず、速やかに当該命令を解除するものとし、その解除は、死体の移動制限(禁止)解除通知書(別記第38号様式)により行うものとする。  
3 法第30条第2項ただし書及び法第50条第1項の許可の申請は、死体の埋葬許可申請書(別記第39号様式)により行うものとする。  
4 前項の許可は、死体の埋葬許可書(別記第40号様式)により行うものとする。

(生活の用に供される水の使用制限等)

第15条 法第31条第1項及び法第50条第1項の規定による命令は、病原体汚染水等使用制限(禁止)命令書(別記第41号様式)により行うものとする。  
2 法第31条第2項及び法第50条第1項の規定による指示は、生活用水供給指示書(別記第42号様式)により行うものとする。  
3 知事は、第1項の命令をした場合で、当該水による感染のおそれなくなつたと認められるときは、当該命令の期間にかかわらず、速やかに当該命令を解除するものとし、その解除は、病原体汚染水等使用制限(禁止)解除通知書(別記第43号様式)により行うものとする。

(建物に係る措置)

第16条 法第32条第1項及び法第50条第1項の規定による命令は、汚染建物等立入制限(禁止)命令書(別記第44号様式)により行うものとする。

- 2 法第32条第2項及び法第50条第1項の規定による措置は、汚染建物等封鎖措置執行書(別記第46号様式)により行うものとする。
- 3 知事は、第1項又は第2項の措置をした場合で、当該建物による感染のおそれがなくなつたと認められるときは、当該措置の期間にかかわらず、速やかに当該措置を解除するものとし、その解除は、汚染建物等に係る措置解除通知書(別記第47号様式)により行うものとする。

(交通の制限又は遮断)

第17条 法第33条及び法第50条第1項の規定による措置は、汚染地域等交通制限(遮断)措置執行書(別記第48号様式)により行うものとする。

- 2 知事は、前項の措置をした場合で、当該地域による感染のおそれがなくなつたと認められるときは、当該措置の期間にかかわらず、速やかに当該措置を解除するものとし、その解除は、汚染地域等交通制限(遮断)に係る措置解除通知書(別記第49号様式)により行うものとする。

3 略

(質問及び調査)

第18条 法第35条第1項及び法第50条第1項の質問又は調査は、感染症状況調査票(別記第50号様式)により行うものとする。

(感染症患者の医療)

- 第19条 法第37条第1項及び法第37条の2第1項の申請は、感染症患者医療費公費負担申請書(別記第51号様式)により行うものとする。
- 2 保健所長は、前項の申請について公費負担の決定をしたときは、感染症患者医療費公費負担決定通知書(別記第52号様式)又は患者票(別記第53号様式)により速やかに申請者に通知するとともに、当該申請に係る感染症指定医療機関の管理者に対し当該通知書の写しを送付するものとする。

(感染症指定医療機関)

- 第20条 法第38条第2項の開設者の同意は感染症指定医療機関に係る開設同意書(別記第54号様式)により、指定は感染症指定医療機関指定書(別記第55号様式)により行うものとする。
- 2 法第38条第8項の規定による辞退の届出は、感染症指定医療機関辞退届(別記第56号様式)により行うものとする。
- 3 法第38条第9項の規定による指定の取消しは、感染症指定医療機関指定取消通知書(別記第57号様式)により行うものとする。

(病院管理者の届出)

第20条の2 法第53条の11第1項の規定による届出は、結核患者入院届出票(別記第58号様式)又は結核患者退院届出票(別記第59号様式)により行うものとする。

(輸入検疫検査)

第21条 法第56条第2項の規定による報告は、感染症感染指定動物報告書(別記第60号様式)により行うものとする。

- 2 法第32条第2項及び法第50条第1項の規定による措置は、汚染建物封鎖措置執行書(別記第45号様式)により行うものとする。
- 3 知事は、第1項の命令又は第2項の措置をした場合で、当該建物による感染のおそれがなくなつたと認められるときは、当該命令又は措置の期間にかかわらず、速やかに当該命令又は措置を解除するものとし、その解除は、汚染建物に係る措置解除通知書(別記第46号様式)により行うものとする。

(交通の制限又は遮断)

第17条 法第33条及び法第50条第1項の規定による措置は、汚染地域交通制限(遮断)執行書(別記第47号様式)により行うものとする。

- 2 知事は、前項の措置をした場合で、当該地域による感染のおそれがなくなつたと認められるときは、当該措置の期間にかかわらず、速やかに当該措置を解除するものとし、その解除は、汚染地域交通制限に係る措置解除通知書(別記第48号様式)により行うものとする。

3 略

(質問及び調査)

第18条 法第35条第1項及び法第50条第1項の質問又は調査は、感染症状況調査票(別記第49号様式)により行うものとする。

(感染症患者の医療)

- 第19条 法第37条第1項及び法第37条の2第1項の申請は、感染症患者医療費公費負担申請書(別記第50号様式)により行うものとする。
- 2 保健所長は、前項の申請について公費負担の決定をしたときは、感染症患者医療費公費負担決定通知書(別記第51号様式)又は患者票(別記第51号様式の2)により速やかに申請者に通知するとともに、当該申請に係る感染症指定医療機関の管理者に対し当該通知書の写しを送付するものとする。

(感染症指定医療機関)

- 第20条 法第38条第2項の開設者の同意は感染症指定医療機関に係る開設同意書(別記第52号様式)により、指定は感染症指定医療機関指定書(別記第53号様式)により行うものとする。
- 2 法第38条第8項の規定による辞退の届出は、感染症指定医療機関辞退届(別記第54号様式)により行うものとする。
- 3 法第38条第9項の規定による指定の取消しは、感染症指定医療機関指定取消通知書(別記第55号様式)により行うものとする。

(病院管理者の届出)

第20条の2 法第53条の11第1項の規定による届出は、結核患者入院届(別記第55号様式の2)又は結核患者退院届(別記第55号様式の3)により行うものとする。

(輸入検疫検査)

第21条 法第56条第2項の規定による報告は、感染症感染指定動物報告書(別記第56号様式)により行うものとする。

別記第4号様式中

「都道府県知事 様」を「都道府県知事 市長 様」に改める。

別記第6号様式中「指定届出機関に係る同意書」を「指定届出機関（指定提出機関）に係る同意書」に改め、「第14条第1項」の次に「（第14条の2第1項）」を、「規定による指定届出機関」の次に「（指定提出機関）」を加える。

別記第7号様式中「指定届出機関指定書」を「指定届出機関（指定提出機関）指定書」に改め、「第14条第1項」の次に「（第14条の2第1項）」を、「貴医療機関を指定届出機関」の次に「（指定提出機関）」を加える。

別記第8号様式中「指定届出機関辞退届」を「指定届出機関（指定提出機関）辞退届」に、「第14条第1項」を「（平成10年法律第114号）第14条第1項（第14条の2第1項）」に改め、「規定により指定届出機関」の次に「（指定提出機関）」を加え、「第14条第4項」を「第14条第5項（第14条の2第7項）」に改める。

別記第9号様式中「指定届出機関指定取消通知書」を「指定届出機関（指定提出機関）指定取消通知書」に、「感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に、「第14条第5項」を「第14条第6項（第14条の2第8項）」に改める。

別記第56号様式を別記第60号様式とし、別記第55号様式の3中「平成 年 月 日撮影」を「年 月 日撮影」に改め、同様式を別記第59号様式とし、別記第55号様式の2を別記第58号様式とし、別記第52号様式から別記第55号様式までを2様式ずつ繰り下げ、別記第51号様式の2を別記第53号様式とし、別記第49号様式から別記第51号様式までを1様式ずつ繰り下げ、別記第48号様式中「汚染地域交通制限（遮断）に係る措置解除通知書」を「汚染地域等交通制限（遮断）に係る措置解除通知書」に改め、同様式を別記第49号様式とし、別記第47号様式中「汚染地域交通制限（遮断）執行書」を「汚染地域等交通制限（遮断）措置執行書」に改め、同様式を別記第48号様式とし、別記第46号様式中「汚染建物に係る措置解除通知書」を「汚染建物等に係る措置解除通知書」に改め、同様式を別記第47号様式とし、別記第45号様式中「汚染建物封鎖措置執行書」を「汚染建物等封鎖措置執行書」に改め、同様式を別記第46号様式とし、別記第44号様式中「汚染建物立入制限（禁止）命令書」を「汚染建物等立入制限（禁止）措置執行書」に改め、同様式を別記第45号様式とし、別記第43号様式中「病原体汚染水使用制限（禁止）解除通知書」を「病原体汚染水等使用制限（禁止）解除通知書」に改め、同様式を別記第44号様式とし、別記第42号様式を別記第43号様式とし、別記第41号様式中「病原体汚染水使用制限（禁止）命令書」を「病原体汚染水等使用制限（禁止）命令書」に改め、同様式を別記第42号様式とし、別記第36号様式から別記第40号様式までを1様式ずつ繰り下げ、別記第35号様式中「病原体汚染物件感染予防措置執行書」を「病原体汚染物件等感染予防措置執行書」に改め、同様式を別記第36号様式とし、別記第34号様式中「病原体汚染物件消毒指示書」を「病原体汚染物件等消毒指示書」に改め、同様式を別記第35号様式とし、別記第33号様式中「病原体汚染物件感染予防措置命令書」を「病原体汚染物件等感染予防措置命令書」に改め、同様式を別記第34号様式とし、別記第32号様式中「病原体汚染動物駆除指示書」を「病原体汚染動物等駆除指示書」に改め、同様式を別記第33号様式とし、別記第31号様式中「病原体汚染動物駆除命令書」を「病原体汚染動物等駆除命令書」に改め、同様式を別記第32号様式とし、別記第30号様式中「病原体汚染場所消毒指示書」を「病原体汚染場所等消毒指示書」に改め、同様式を別記第31号様式とし、別記第29号様式中「病原体汚染場所消毒命令書」を「病原体汚染場所等消毒命令書」に改め、同様式を別記第30号様式とし、別記第24号様式から別記第28号様式までを1様式ずつ繰り下げ、別記第23号様式（注）2の次に次のように加え、同様式を別記第24号様式とする。

3 入院の期間中に逃げた場合は、法第80条の規定により、50万円以下の過料に処されることがあります。

別記第22号様式を次のように改め、同様式を別記第23号様式とする。

別記第23号様式(第8条関係)

## 転院措置執行書

(名前)

第 号  
年 月 日

保健所長 印

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)第19条第5項(法第26条において準用する場合を含む。)(法第20条第3項(法第26条において準用する場合を含む。))・法第46条第3項の規定により、下記の者を転院させる措置をとります。

## 記

- 1 転院の対象者
  - (1) 住所
  - (2) 氏名
- 2 転院先医療機関
  - (1) 住所
  - (2) 名称
- 3 入院の期間
- 4 転院理由
- 5 転院方法
- 6 その他

(注) 入院の期間中に逃げた場合又は正当な理由がなく入院すべき期間の始期までに入院しなかった場合は、法第80条の規定により、50万円以下の過料に処せられることがあります。

## (教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。また、法第20条第3項(法第26条において準用する場合を含む。))の規定により入院している患者で当該入院の期間が30日を超えるもの又はその保護者は、法第25条第1項の規定により、文書又は口頭で厚生労働大臣に対して審査請求(再審査請求及び再々審査請求を含みます。)をすることができます。

なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

- 2 この処分については、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告(和歌山県知事が被告の代表者となります。))としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

また、この処分の通知を受けた日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第21号様式（注）2の次に次のように加え、同様式を別記第22号様式とする。

- 3 入院の期間中に逃げた場合又は正当な理由がなく入院すべき期間の始期までに入院しなかった場合は、法第80条の規定により、50万円以下の過料に処されることがあります。

別記第20号様式（注）3の次に次のように加え、同様式を別記第21号様式とする。

- 4 入院の期間中に逃げた場合は、法第80条の規定により、50万円以下の過料に処されることがあります。

別記第19号様式（注）2の次に次のように加え、同様式を別記第20号様式とする。

- 3 入院の期間中に逃げた場合又は正当な理由がなく入院すべき期間の始期までに入院しなかった場合は、法第80条の規定により、50万円以下の過料に処されることがあります。

別記第18号様式（注）を次のように改め、同様式を別記第19号様式とする。

（注）

- 1 この勧告に従わない場合は、法第19条第3項（法第26条において準用する場合を含む。）（法第46条第2項）の規定により、入院の措置をとることがあります。
  - 2 入院の期間中に逃げた場合は、法第80条の規定により、50万円以下の過料に処されることがあります。
- 別記第11号様式から別記第17号様式までを1様式ずつ繰り下げ、別記第10号様式中「第15条第8項」を「第15条第13項」に改め、同様式を別記第11号様式とし、同様式の前に次の1様式を加える。

別記第10号様式（第5条関係）

## 積極的疫学調査命令書

(名前)

第 号  
年 月 日

保健所長 印

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第15条第8項の規定により、同条第1項の規定による当所職員の質問又は必要な調査（同条第3項（法第7条第1項の規定に基づく政令によって準用される場合（同条第2項の政令により、同条第1項の政令の期間が延長される場合を含む。）及び法第53条第1項の規定に基づく政令によって適用される場合（同条第2項の政令により、同条第1項の政令の期間が延長される場合を含む。）を含む。）の規定による求めを除く。）に必ずべきことを命じます。

## 記

- 1 命令をする理由
- 2 命令年月日
- 3 必ずべき質問又は必要な調査
- 4 その他

（注）この命令を受けた後も、法第15条第1項の規定による当所職員の質問（法第7条第1項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第53条第1項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）に対して正当な理由がなく答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は正当な理由がなく当所職員の調査（法第15条第3項（法第7条第1項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第53条第1項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）の規定による求めを除く。）を拒み、妨げ若しくは忌避した場合は、法第81条の規定により30万円以下の過料に処されることがあります。

## （教示）

- 1 この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。  
なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となります。）としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。  
また、この処分の通知を受けた日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（次項において「新規則」という。）第5条第1項及び別記第10号様式の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第15条第1項の規定による当該職員の質問又は必要な調査に対して正当な理由がなく協力しない者（同条第8項に規定する「特定患者等」に限る。）について適用する。

3 新規則第8条及び別記第19号様式から別記第24号様式までの規定は、施行日以後に行われる法の規定による入院の勧告により入院する者又は法の規定による入院の措置を実施される者（施行日以後に行われる法の規定による入院に係る通知を受けた者に限る。）について適用する。

4 この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

## 告 示

## 和歌山県告示第655号

平成25年和歌山県告示第1049号（和歌山県人口調査の実施）の一部を次のように改正する。

令和3年7月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第6項中「前期調査にあつては10月、後期調査にあつては4月とする。」を「前期調査にあつては10月、後期調査にあつては4月とする。」をただし、令和2年度後期調査にあつては4月とする。に改める。  
 査にあつては令和3年7月、令和3年度前期調査にあつては令和3年12月とする。」

## 和歌山県告示第656号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和3年7月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3072501087	有限会社あおぞら	訪問介護そよかぜ	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町宇久井106-2	訪問介護	令和3.7.1	令和9.6.30

## 和歌山県告示第657号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和3年7月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
30620900 75	株式会社エムズケア	訪問看護ステーション ひだかスマイル	和歌山県御坊市湯川町 財部706-5	訪問看護	令和 3.7.1	令和 9.6.30
				介護予防訪問 看護	令和 3.7.1	令和 9.6.30

**和歌山県告示第658号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和3年7月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 白浜はまゆう病院
- 2 所在地 西牟婁郡白浜町1447番地
- 3 有効期限 令和6年6月29日

**和歌山県告示第659号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和3年7月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 日高郡日高川町大字三十井川字滝谷493の1・494の1・494の5（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 解除の理由 急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第660号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和3年7月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 東牟婁郡串本町大島字北地1の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第661号**

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和3年7月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第662号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年7月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第663号

令和3年和歌山県告示第594号（以下「告示第594号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和3年7月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

向谷俊昭

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第594号のとおり

#### 和歌山県告示第664号

和歌山県漁業調整規則（令和2年和歌山県規則第63号。以下「規則」という。）第11条第1項の規定に基

づき、及び同項の規定を実施するため、規則第4条第1項第2号に掲げるさんご漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年7月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 制限措置の内容等

(1) 制限措置の内容

漁業種類	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	漁業を営む者の資格
さんご網漁業 さんご潜水艇漁業	<p>日高郡印南町切目崎西端から正西の方位線と熊野川河口中央から南東の方位線とに挟まれた和歌山県地先海面とする。ただし、さんご網漁業については、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソの点を順次結んだ線と陸岸とに囲まれた区域を除く。</p> <p>ア 日高郡印南町切目崎西端 イ 日高郡印南町切目崎西端から正南10,000mの点 ウ 西牟婁郡白浜町市江崎灯台中心から南西3,500mの点 エ 西牟婁郡すさみ町周参見港稲積島灯台中心から南西4,500mの点 オ 西牟婁郡すさみ町江須崎灯台中心から正南2,500mの点 カ 東牟婁郡串本町潮岬灯台中心から南西3,000mの点 キ 東牟婁郡串本町潮岬灯台中心から正南2,000mの点 ク 東牟婁郡串本町出雲崎突端から南東2,000mの点 ケ 東牟婁郡串本町檜野崎灯台中心から南東2,000mの点 コ 東牟婁郡太地町梶取崎灯台中心から南東2,500mの点 サ 東牟婁郡太地町梶取崎灯台中心から北東3,500mの点 シ 東牟婁郡那智勝浦町宇久井駒崎灯台中心から南東3,500mの点 ス 熊野川河口中央から南東5,000mの点 セ 熊野川河口中央 ソ 北緯33度43分24.2秒東経136度00分39.1秒の点（世界測地系）</p>	9月1日から翌年1月31日まで	1	<p>1 現に漁船を有する者若しくは漁船を使用する権利を有する者又はその者を構成員に含む法人</p> <p>2 漁業の根拠地を和歌山県内に有する者又はその者を構成員に含む法人</p>

（操業区域の欄のアからセまでに掲げる地点については、世界測地系にて表したものを和歌山県農林水産部水産局資源管理課に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 許可又は起業の認可に付ける条件

知事が、規則第11条第4項に基づく許可又は起業の認可をするときは、次に掲げる条件を付けることがある。ただし、コ及びサの条件は、さんご網漁業に係る許可又は起業の認可をするときに限り、付けることがある。

ア あかささんご、ももいろさんご、しろさんご以外のさんごを採捕してはならない。

- イ 1漁期における生体の採捕量の合計は、知事が指定する量以内とする。
- ウ さんごについて、根元から3cm未満のもの又は根元から3cmの部分が直径7mm未満のものを採捕した場合は、直ちに採捕した場所において放流しなければならない。
- エ 日没から日の出までの間は、操業をしてはならない。
- オ 漁業を営むに当たって、他の漁業の妨害をしてはならない。
- カ 操業中は、知事が指定した標旗を船橋の見やすい場所に掲げなければならない。
- キ 同時に使用できる船舶は、知事が指定する隻数以内とする。
- ク 船舶を使用するときは、グローバルポジショニングシステムにより航跡を記録しておかなければならない。
- ケ 操業後は、知事の指示に従い、操業及び採捕の実績を報告しなければならない。
- コ 船舶1隻につき用いることができるさんご網は1か統とし、網地1房の長さは1.5m以内、桁の長さは5m以内とする。
- サ 動力を用いてさんご網を曳網してはならない。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年7月2日から同年8月3日まで

なお、2に掲げる期間に申請した規則第11条第4項に基づく許可又は起業の認可の有効期間は、令和3年9月1日から令和4年1月31日までとする。

和歌山県告示第665号

和歌山県漁業調整規則（令和2年和歌山県規則第63号。以下「規則」という。）第11条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、規則第4条第1項第12号に掲げる鯨類追込網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年7月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 制限措置の内容等

(1) 制限措置の内容

漁業種類	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	漁業を営む者の資格
鯨類追込網漁業	東牟婁郡串本町檜野埼正南の線以東の和歌山県沖合海域。ただし、追い込む場所は許可を受けた者が所属する漁業協同組合の共同漁業権に係る漁場内に限る。 なお、他の共同漁業権に係る漁場であっても、当該共同漁業権者の同意を得た場合はこの限りでない。	9月1日から翌年4月30日まで	1	現在、鯨類追込網漁業の許可を受け、当該許可に基づき鯨類追込網漁業を誠実に営んでいる者であって、許可期間の満了後引き続き許可を申請しようとするもの。 ただし、資源保護上及び漁業調整上支障がないと認められる場合に限り、漁業調整委員会と協議の上、上記の者以外の者に別途許可を認めることがある。

(2) 許可又は起業の認可に付ける条件

知事が、規則第11条第4項に基づく許可又は起業の認可をするときは、次に掲げる条件を付けること

がある。

ア 漁業を営むに当たって、免許を受けた漁業の妨害をしてはならない。

イ 捕獲頭数調整等のために操業停止の指示をした場合は、これに従うこと。

ウ 捕獲した鯨類の水揚げは、本漁業の許可を受けた者が所属する漁業協同組合の職員の立会の下に、原則として、当該所属する漁業協同組合の共同漁業権に係る漁場の所在する漁港等の港において行わなければならない。

エ 本漁業の許可を受けた者は、別に定める漁獲成績報告書を知事に提出するものとする。

オ 許可を受けた日から6か月間又は引き続き1年間休業したときは、許可の取消しの対象となるので、あらかじめ休業期間を定め、届け出ること。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年7月2日から同年8月3日まで

なお、2に掲げる期間に申請した規則第11条第4項に基づく許可又は起業の認可の有効期間は、令和3年8月28日から令和6年8月27日までとする。

### 和歌山県告示第666号

テレメータ設備整備業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和3年7月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る調達役務の名称及び数量  
テレメータ設備整備業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日  
令和3年6月9日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社サイバーリンクス  
和歌山市紀三井寺849番地の3
- 5 落札金額  
43,670,000円（うち消費税及び地方消費税の額3,970,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和3年4月30日

### 選挙管理委員会告示

#### 和歌山県選挙管理委員会告示第37号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年7月2日

## 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
自由民主党田辺市支部	泉辰徳	会計責任者	浅山誠一	松本純一	令和 3.5.24
自由民主党和歌山県田辺市第三支部	鈴木徳久	会計責任者	楠木昌子	垣本典子	令和 3.5.24
立憲民主党和歌山県第2区総支部	藤井幹雄	主たる事務所の所在地	紀の川市尾崎225-3	伊都郡かつらぎ町笠田東395	令和 3.6.8

## その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
平井としやを支援する会	小竹泰信	会計責任者	岩本翔太	岩本大輝	令和 3.1.1
和歌山県鍼灸師連盟	前嶋拓也	代表者	前嶋拓也	中野正得	令和 3.5.16
和歌山県LPガス政治連盟	佐伯浩三	代表者	佐伯浩三	福島幹治	令和 3.6.1

## その他の政治団体の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
日本栄養士連盟和歌山県支部	田廣紀子	代表者	田廣紀子	吉村幸代	令和 3.6.5
日本薬業政治連盟和歌山県支部	玉井武士	代表者	玉井武士	伊藤祐也	令和 3.6.11
		会計責任者	伊藤祐也	深田年次	令和 3.6.11

## 和歌山県選挙管理委員会告示第38号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年7月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

## その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日
畑中まさよし後援会	畑中正好	令和 3.5.12

## 和歌山県選挙管理委員会告示第39号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年7月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
菊谷はじめ後援会	前西雄介	松田邦男	伊都郡高野町大字高野山182	令和 3.4.30
木村栄一後援会	木村栄一	山口正夫	日高郡印南町島田1071	令和 3.5.13

## 公安委員会告示

### 和歌山県公安委員会告示第33号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和3年7月2日

和歌山県公安委員会委員長 中 野 幸 生

#### 1 講習に係る警備業務の区分、実施期日、実施場所及び定員

講習区分	講習期間	場 所
法第2条第1項第2号の業務（以下「2号警備業務」という。）に係る講習で、2の（1）に掲げる者を対象とするもの（以下「新規取得講習（2号）」という。）	令和3年9月8日（水）から同月16日（木）までの土曜日及び日曜日を除く7日間	和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県民文化会館 特別会議室B
2号警備業務に係る講習で、2の（2）に掲げる者を対象とするもの（以下「追加取得講習（2号）」という。）	令和3年9月13日（月）から同月16日（木）までの4日間	同上

#### 備考

- 定員は、新規取得講習（2号）と追加取得講習（2号）とを合わせて20名とする。
- 新規取得講習（2号）の一部については、追加取得講習（2号）と合同で実施する。

#### 2 講習の対象者

##### (1) 新規取得講習（2号）

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者であって、受講申込書等提出時において、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に2号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習（2号）

2号警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、受講申込書等提出時において、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に2号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

3 受講を希望する者の手続

(1) 事前申出受付

受講を希望する者は、令和3年8月3日（火）から同月5日（木）まで（各日とも午前10時から午後5時まで）の間に、(3)の注意事項に留意の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（受講受付専用電話：073-423-3344）に、電話による受講希望の事前申出を行うこと。

事前申出を行い、(3)により受付がされ、受付番号を取得した者を受講予定者とする。

(2) 申込受付

(1)により受講予定者となった者は、令和3年8月10日（火）から同月12日（木）まで（各日とも午前9時から午後5時まで）の間に、4及び5の必要書類等を和歌山県内の最寄りの警察署に提出すること（郵送による提出は受け付けない。）。

(3) 事前申出及び申込時の注意事項

ア 事前申出は、受講受付専用電話以外では受け付けない。

イ 事前申出は、電話1回につき、受講を希望する者1人のみを受け付ける。

ウ 事前申出は、先着順に受け付け、申込者の人数が定員の数に達し次第、締め切る。

エ 事前申出及び申込みは、受講を希望する者又は受講予定者に関する受付担当者からの質問等に回答できる者が行うこと（回答できない場合は受け付けない。）。

オ 事前申出後において講習の対象者の要件を満たしていないことが判明した場合又は提出期間内に受講申込書等を提出しなかった場合は、当該事前申出の受付を無効とする。

カ この講習に関して不明な点がある場合は、事前に8の問合せ先に確認しておくこと。

4 申込時の必要書類

(1) 新規取得講習（2号）の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

顔写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を貼付すること。

イ 2の(1)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

(ア) 2の(1)のイに該当する者

2号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書（以下「2号警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 各1通

(イ) 2の(1)のウに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し 1通

(ウ) 2の(1)のオに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び2号警備業務従事証明書 各1通

(エ) 2の(1)のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し 1通

(オ) 2の(1)のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び2号警備業務従事証明書 各1通

(2) 追加取得講習（2号）の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

顔写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を貼付すること。

イ 2号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1通

ウ 2の(2)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

(ア) 2の(2)のイに該当する者

2号警備業務従事証明書及び履歴書 各1通

(イ) 2の(2)のウに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し 1通

(ウ) 2の(2)のオに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び2号警備業務従事証明書 各1通

(エ) 2の(2)のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し 1通

(オ) 2の(2)のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び2号警備業務従事証明書 各1通

(3) (1)及び(2)に掲げる書面のうち警備業務従事証明書については、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出できないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で2の(1)のイ、ウ若しくはオ又は2の(2)のイ、ウ若しくはオに該当することを誓約する書面及び履歴書を当該警備業務従事証明書に代えて提出することができる。この場合において、2の(1)のイに該当する者にあつては(1)のウの(イ)に掲げる履歴書の提出を、2の(2)のイに該当する者にあつては(2)のウの(イ)に掲げる履歴書の提出を省略することができる。

5 手数料

手数料は、申込時に和歌山県証紙により納付すること。

- (1) 新規取得講習（2号）38,000円  
 (2) 追加取得講習（2号）14,000円
- 6 講習修了証明書の交付等  
 (1) 各講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。  
 (2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。
- 7 講習業務の委託  
 講習は、一般社団法人和歌山県警備業協会（所在地 和歌山市西汀丁36番地）に委託して実施する。
- 8 問合せ先  
 和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務指導室銃砲・営業等許可係  
 電話番号 073-423-0110（内線3053、3054）

## 和歌山県公安委員会告示第34号

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例（平成5年和歌山県条例第40号）第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

令和3年7月2日

和歌山県公安委員会委員長 中野幸生

海水浴場の名称	所在地	遊泳区域	遊泳区域の指定期間
くじら浜海水浴場	東牟婁郡太地町大字太地	東牟婁郡太地町大字太地（字大長井）地先の海域で、「くじら浜海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和3年7月14日から同年8月17日まで
臨海浦海水浴場	西牟婁郡白浜町崎ノ北	西牟婁郡白浜町崎ノ北地先の海域で、「臨海浦海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和3年7月17日から同年8月31日まで
江津良海水浴場	西牟婁郡白浜町江津良	西牟婁郡白浜町江津良地先の海域で、「江津良海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
椿海水浴場	西牟婁郡白浜町椿	西牟婁郡白浜町椿地先の海域で、「椿海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
玉の浦海水浴場	東牟婁郡那智勝浦町大字粉白	東牟婁郡那智勝浦町大字粉白地先の海域で、「玉の浦海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和3年7月22日から同年8月22日まで
那智海水浴場	東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮	東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮地先の海域で、「那智海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上